下水道施設維持管理業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

令和８年５月

熊谷市上下水道部下水道課

１　目的

この要領は、熊谷市下水道事業における下水処理の効率化とサービス向上を図るために行う運転管理業務の包括的委託において、民間の創意工夫、技術力及び知識を活用するための公募型プロポーザル競争方式（以下「プロポーザル」という。）による契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するにあたり、実施に必要な事項を定めるものである。

２　業務の概要

⑴　業務名

下水道施設維持管理業務委託

⑵　業務期間

令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日まで

但し、契約締結日から令和８年９月３０日までの期間は本業務の引継ぎ期間とする。

⑶　対象施設

熊谷市下水道事業（以下「発注者」という。）が契約の相手方（以下「受注者」という。）に委託する施設は以下のとおりとし、その施設の概要は仕様書及び特記仕様書に示すものとする。

下水道終末処理場	妻沼水質管理センター
マンホールポンプ施設	妻沼西部工業団地マンホールポンプ
調整池	妻沼西部工業団地調整池
	荒川第１調整池
	荒川第２調整池
	荒川第３調整池
	荒川第４調整池
	玉井在家調整池
ポンプ場	平戸中継ポンプ場
	荒川第３雨水ポンプ場
	玉井中継ポンプ場
流量計	熊谷第１処理分区流量計
	熊谷第２処理分区流量計
	熊谷第３処理分区流量計
	元荒川第１処理分区流量計
	元荒川第４処理分区流量計

	雀宮団地内流量計
付帯設備	八町樋管
	荒川第２雨水幹線樋管
	大麻生樋管

⑷　業務の内容

本委託で行う業務は、仕様書及び特記仕様書に示すものとする。

⑸　要求水準とリスク分担

受注者の満たすべき本業務における要求水準は、別紙１及び仕様書、特記仕様書に定めるものとし、本業務における発注者と受注者のリスク分担は、別紙２のとおりとする。

⑹　上限提案価格

上記⑵業務期間における本業務に対する提案価格

総額 614,780,000 円（消費税及び地方消費税を除く３年間の合計額）

但し、この金額は予定価格ではなく提案内容の規模を示すものである。

※上限を超えた場合は失格とする。また、引継ぎ期間の経費は受注者の負担とする。

３　スケジュール

項　目	日　程
参加受付開始（公告）	令和８年５月１日（金）
参加申込書提出期限	令和８年５月 18 日（月）17：15 必着
一次審査（資格審査）	令和８年５月 19 日（火）～
参加資格確認通知書	令和８年５月 26 日（火）までに発送
施設見学会	令和８年６月上旬頃
質問受付期間	施設見学会終了から１週間以内
質問に対する回答	質問受付期間終了後から１週間以内に発送
提案書受付期間	質問回答日の翌日から 令和８年７月３日（金）17：15 必着
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和８年７月中旬
審査結果通知	令和８年７月下旬から８月上旬

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている単体企業とする。

⑴　熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８２号）の熊谷市建物管理・運転業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、給排水衛生設備の業種登録のある者。

⑵　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。

⑷　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　受注者がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑸　下水道処理施設維持管理業者登録（昭和６２年建設省告示第１３４８号）第２条の規定による登録を受けていること。

⑹　資格者名簿において、埼玉県内に本店を有する者又は埼玉県内に支店、営業所を有し、契約締結権限のある代理人を置く者。

⑺　本業務委託と同種・同施設規模以上の施設管理契約を、過去５年間の間に２年以上有する者であること。

・過去５年間とは、令和３年度から令和７年度とする。

・同種・同施設規模以上の施設とは、単独公共下水道による水処理及び汚泥処理施設を有する下水道終末処理場及び流域下水道中継ポンプ場施設とする。

・契約実績とは、国又は地方公共団体（公社含む。）との契約であり、元請での受注履行したものとする。

⑻　下水道法施行令第１５条の３の各号で定める資格（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）を有する者を、この業務に現場責任者として専任で配置できること。

⑼　⑴にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書（様式１３）

イ　使用印鑑届（様式２）

ウ　法人にあっては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ　個人にあっては、身分（身元）証明書及び誓約書

オ　財務諸表

カ　法人にあっては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

キ　個人にあっては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ク　業務経歴書

ケ　当該業務に関連する登録（許可）証明書又は登録通知書等の写し

5　参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる書類の提出をもって、公募書類の記載内容を承諾したものとする。

⑴　提出書類　①　公募型プロポーザル競争参加申込書兼誓約書（様式１）
②　使用印鑑届（様式２）
③　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
④　直近年度の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
⑤　過去５年間の受注実績調書（任意様式）

⑵　提出期限　令和８年５月 18 日（月）17 時 15 分必着

⑶　提出方法　持参、電子メールまたは郵送とする。
電子メールの場合は必ず事務局に電話し、受信を確認すること。
郵送の場合は簡易書留等の追跡及び到着の確認が可能な方法とする。なお、郵便事故等については、発注者は一切の責任を負わないものとする。

⑷　そ の 他　一次審査（資格審査）を実施後、参加が決定した者へ公募型プロポーザル競争参加資格通知書（様式３）を令和８年５月 26 日（火）までに発送し、施設平面図等の必要図面一式を交付する。

6　施設見学会

⑴　期間　令和８年６月上旬（詳細については調整のうえ別途通知する。）

⑵　場所　妻沼水質管理センター、平戸中継ポンプ場

⑶　注意　参加申込書提出時に見学希望のあった応募者を対象に行う。
見学会は指定日限りとし、口頭での質疑は受け付けない。
妻沼水質管理センターの見学が終了後、平戸中継ポンプ場の見学を行う。なお、施設見学会の参加の有無は契約候補者選定の評価に影響しないものとする。

7　質問受付

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式４）を電子メールで提出すること。電子メールの送信後、必ず事務局に電話し、受信を確認すること。なお、電話、口頭、来訪等による質問は受け付けない。

⑴　質問受付期間
施設見学会終了から１週間後の 17 時 15 分まで。（詳細な締切日は電子

メールで各参加者に通知する。）

⑵　回答期限及び方法

回答は、質問受付期間終了後から１週間以内に通知する。

回答方法は電子メールとし、すべての質問書及び回答書を参加者全員に回答する。（質問者名は明示しない。）

８　技術提案書の作成方法

⑴　技術提案書の書式

①技術提案書の提出にあたっては、電子メールもしくはCD-R等の電子媒体での提出を基本とする。電子メールの提出の際にはメール１通あたり１０ＭＢを超えない範囲で提出を行うこととする。電子メールの送信後、必ず事務局に電話し、受信を確認すること。

②技術提案書の表紙は様式６を、技術提案書は様式７～１２を使用し、ページ数は各様式に記載するページ数を目安とする。

③業者名は様式６のみに記載するものとする。

④サイズは日本工業規格「Ａ４版」を基本とする。

⑤技術提案書に付随する資料添付については、これを認める。但し業者名は記載しないこととするが、一般的に流通していると認められるパンフレット等についてはこの限りではない。また、技術提案書に付随する資料添付は、資料集として技術提案書とは別のファイル等にまとめ、技術提案書と資料との関係が明確に解るように、データを整理すること。

⑥ファイル形式　PDFファイル（.pdf）とすること。

⑦提出部数　電子媒体（CD-R）での提出の場合、正・副各１式

電子メールによる提出の場合、１式

⑵　受付

質問回答日の翌日から令和８年７月３日（金）までに、（８時30分から17時15分まで、土日祝祭日を除く）持参又は郵送すること。持参する場合には、事前に事務局へ電話連絡のうえ、持参すること。郵送に際しては、令和８年７月３日（金）17時15分までに必着とし、簡易書留等の追跡及び到着の確認が可能な方法とすること。それに伴う郵便事故等については、発注者は一切の責任を負わないものとする。なお、FAX及び電子メール等による提出は認めない。また、提出にあたってはA4フラットファイル綴じとして、表紙及び背表紙に業者名を記載すること。

⑶　技術提案書に関する条件

・本業務の技術提案書に関する条件は次のとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえて技術提案書を作成すること。

・各提案事項のうち、本業務委託範囲に含まない提案（要別契約）については、その旨を明記すること。

①『企業の業務遂行能力』における以下の項目について記載すること。（様式７）

・経営状況等の安定度

・類似施設及び下水道施設の受注実績

・本業務実施体制・有資格者・経験者

②『業務実施に関する事項』における以下の項目について記載すること。（様式８）

・業務実施に関する基本方針

・安全衛生管理に関する提案事項

③『要求水準の確保に関する事項』における以下の項目について記載すること。（様式９）

・運転業務に関する提案

・保守点検及び保守管理業務に関する提案

・水質分析業務に関する提案

・環境整備業務に関する提案

・薬品調達及び管理業務に関する提案

・燃料、電気及び水道等の調達、使用並びに管理に関する提案

・業務対象施設巡回点検業務に関する提案

④『危機管理能力』における以下の項目について記載すること。（様式１０）

・危機管理の対応方針、対策に関する提案

⑤『その他の業務提案』における以下の項目について記載すること。（様式１１）

・業務改善に関する提案

・地元企業、雇用への配慮

⑥提案見積額（様式１２）

技術提案実施に係る見積価格を記載すること。

⑷　その他の条件

①提案書作成に係る費用

本プロポーザルにおける提案書作成に係る費用は、参加者の負担とする。

②契約金額

契約金額の決定にあたっては、契約候補者との契約交渉により合意した当該額に消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。なお、契約金額の支払いに関しては、業務期間３カ年（３６ヶ月）を概ね均等割で支払うものとする。

③保険

受注者は、委託期間において受注者の帰責事由により生じる損害等に対応できる保険等を付保すること。

⑸　技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書等は、無効とする。

①応募参加資格を取り消された者の提案書等

②記名押印のない技術提案書類による応募

③同一事項に対し、２通り以上の提案がされた提案書

④審査の公平性に影響を与える行為があった場合の応募

⑤著しく信義に反する行為があった応募参加者が行った応募

９　審査方法等

下水道施設維持管理業務委託プロポーザル競争審査委員会で書類及びプレゼンテーションにて二次審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

⑴　審査の方法・項目・配点

下水道施設維持管理業務委託プロポーザル競争審査委員会において、業務提案書等の提出された書類とプレゼンテーションの内容及びヒアリングの結果を点数化して評価を行う。

技術提案書の審査・評価項目等は、別紙『下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準』による。

⑵　技術提案書プレゼンテーション

提出した技術提案書の説明と委員会による質疑応答を行うための説明会を開催する。なお、説明会は１社３０分（説明２０分、質疑応答１０分）を予定している。

①開催日時　令和８年７月中旬

②場所　　開催日時の確定と同時に通知する。

⑶　その他

提案者は、プレゼンテーションの説明及び質疑応答の内容を記録し、詳細な議事録を作成のうえ、プレゼンテーション実施後７日以内に、電子メール

で提出すること。

参加事業者３名以内。但し、設営や準備における人員に制限は設けない。

１０　審査結果

委員会は、技術提案を審査し、最高得点者を契約候補者として決定する。審査結果は、令和８年７月下旬から８月上旬に当該応募者へ公募型プロポーザル競争審査結果通知書（様式５）を通知する。電話等による問い合わせには応じない。技術提案書等の審査結果詳細については公表しない。

なお、審査結果に関する異議・申し立ては一切受け付けない。

１１　提出書類の取扱い

⑴　提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

⑵　提出された提案書については、返却しないものとする。

⑶　提出された提案書は、プロポーザル方式の実施のために使用し、また複製等をすることができないものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

１２　事務局　問い合わせ先

〒３６０－８６０１
埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市上下水道部下水道課維持管理係
TEL.０４８－５２４－１１１１（内線５６２）
FAX.０４８－５２５－８８７８（建設部管理課内）
E-mail gesui@city.kumagaya.lg.jp

別紙１

本委託に関する業務水準書

１　前提条件

前提条件とは、本委託を実施するうえで、発注者が予め定める事項及び実施する行為等である。

⑴　委託用地

本委託において、受注者が使用・管理する用地は、仕様書及び特記仕様書に示す用地である。

⑵　受注者が使用できる既存施設

本委託において、受注者が使用できる既存施設は、仕様書及び特記仕様書に示す施設である。

⑶　受注者が使用できる備品

①　受注者に管理を委託する備品は、委託開始時に発注者が指定する。

②　管理を委託された備品は、受注者が無償でこれを使用することができる。

③　委託期間中の備品の管理については、発注者と協議のうえ実施することとする。

⑷　委託期間に発注者が委託する業務

委託期間に発注者が委託する業務は、仕様書及び特記仕様書のとおりとする。

２　本委託の業務水準

業務水準とは、本委託を実施するうえで、受注者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は受注者の提案によるものである。

受注者は委託開始に先立ち、施設の運転維持管理の委託範囲に関する計画書を策定し、発注者の確認を得ること。

⑴　委託業務の基本的水準

①　受注者は、自らのノウハウを最大限活用して、下水道施設の運転及び維持管理を行い、下水道施設を連続的に運転するとともに、安全で安定した下水の処理を提供するほか、現行のサービス水準を維持すること。

②　業務の実施にあたっては、既存施設の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な実施体制でこれに臨むこと。さらに、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

③　受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、災害事故等の緊急事態においても迅速かつ適切に対応できるようその体制を整備すること。

④　下水処理施設の維持管理を良好に行うために、安定した電力、水道、ガス、電話の供給がされるように管理すること。

⑤　下水処理施設の運転管理、維持管理等を良好に行ううえで必要となる図書その他の文書を保管しており、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。

⑵　委託業務の要求水準

①　処理水質

下水の量及び質に応じた水処理を行い、その処理水が通常状態における【表１】の計画水質を満たすこと。

【表１】処理水の計画水質

水質汚濁防止法・ 埼玉県生活環境保全条例の排水基準		BOD（mg/L）	25（日間平均 20）
		SS（mg/L）	60（日間平均 50）
処理水質 （計画水質）	妻沼水質管理 C	BOD（mg/L）	15
		SS（mg/L）	20

②　汚泥脱水

流入下水の水処理工程に伴い生じる汚泥を適正に濃縮・脱水する。

別紙２　　基本リスク分担表

責任の種類	内容	負担区分	
		発注者	受注者
水質管理責任	下水道法における水質管理責任	○	
廃棄物処理法上の責任	受注者が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	※	○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬。処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	公共水域に排水する排水基準達成の責任	○	
その他法令上の責任	受注者の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更責任	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度変更（消費税等）	○	
許認可遅延責任	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外の遅延に関するもの	○	
第三者賠償責任	この契約の履行に直接関係する受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応責任	下記以外のもの（下水道事業実施における住民反対運動、訴訟等）	○	
	受注者のこの契約に直接関係するもの（施設見学等）	○	△
事故発生責任	受注者の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
環境保全責任	公共用水域の汚染等	○	
契約の解除・変更責任	熊谷市下水道事業の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
物価変動責任	契約締結後のインフレ、デフレ	○	△
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約中止、変更、解除	○	

△は必要に応じて調整を行う。上記以外については双方協議により決定する。

※排出責任者は発注者となるが、契約を含むその他実務業務は受注者が行う。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

公募型プロポーザル競争参加申込書兼誓約書

熊谷市長　小林　哲也　あて

商号又は名称
所　在　地
代　表　者
担当者　氏　名
所　属
連絡先
電　話
ＦＡＸ
E-mail

公募型プロポーザル競争について、下記を制約し参加を申し込みます。

記

１　下水道施設維持管理業務委託公募型プロポーザル競争実施要領４「参加資格要件」を満たしていること。
２　技術提案書等の提出書類について、記載事項に虚偽のないこと。

その他
施設見学会について参加を　希望する　・　希望しない

【連絡先】
所　　属
担当者名
電話番号
Ｆ　Ａ　Ｘ
Ｅ-ｍａｉｌ

（様式２）

使用印鑑届

令和　　年　　月　　日

熊谷市長　小林　哲也　あて

商号又は名称
所　在　地
代　表　者　　印
※代表者の印は実印を使用してください。
担当者　氏　名
所　属
連絡先
電　話
ＦＡＸ
E-mail

私は、下記印鑑を下水道施設維持管理業務委託公募型プロポーザル競争に係る次の事項について使用したいので、届け出ます。

⑴　契約の締結に関すること。
⑵　契約の履行に関すること。
⑶　本プロポーザル競争に係る提出書類に関すること。
⑷　前各号に付帯する一切のこと。

使　用　印　鑑

（様式３）

熊下第　　号
令和　　年　　月　　日

公募型プロポーザル競争参加確認通知書

様

熊谷市長　小林　哲也

令和　　年　　月　　日付の公募型プロポーザル競争参加申込書兼誓約書により申込みがあった次の業務に係る参加資格について確認したので通知します。

１　業 務 名　下水道施設維持管理業務委託

２　確認結果

（参加資格があると認めた場合）
参加資格を有することを認めます。
標記業務の公募型プロポーザル競争方式実施要領に基づき、所定の期日までに提案書等を提出するよう依頼します。

（参加資格が認められない場合）
次の理由により、参加資格を有することを認められません。
なお、令和　　年　　月　　日までに、理由について説明を求めることができます。

理由：

（様式４）

令和　　年　　月　　日

質　問　書

熊谷市長　小林　哲也　あて

商号又は名称
所　在　地
代　表　者
担当者　氏　名
所　属
連絡先
電　話
ＦＡＸ
E-mail

「下水道施設維持管理業務委託」に関して、以下の質問がありますので提出します。

質　問　事　項	回　　答

（様式５）

熊下第　　号
令和　　年　　月　　日

公募型プロポーザル競争審査結果通知書

様

熊谷市長　小林　哲也

下水道施設維持管理業務委託プロポーザル競争審査委員会における審査結果を通知します。

１　業 務 名　下水道施設維持管理業務委託

２　審査結果

（最高得点者）契約候補者として決定しました。
（次位高得点獲得者）次位高得点獲得者として決定しました。
（その他）契約候補者に至りませんでした。

３　得　　点　　点

（様式６）

令和　　年　　月　　日

技術提案書提出書

熊谷市長　小林　哲也　あて

商号又は名称
所　在　地
代　表　者
担当者　氏　名
所　属
連絡先
電　話
ＦＡＸ
E-mail

「下水道施設維持管理業務委託」について、要領に基づき技術提案書類一式を提出いたします。

（様式７）

企業の業務遂行能力

下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準４ ⑴ ①、②、③を参考に３ページ以内を目安に簡潔にまとめて提出すること。

※「会社規模（従業員数・総資産額・取引金額）」、「自己資本比率」、「企業財務の経常収支比率」を記載すること。（直近３事業年度）

※下水道施設維持管理業務委託公募型プロポーザル競争実施要領４⑷、⑸を確認できるよう記載すること。

※仕様書、特記仕様書、技術提案書を踏まえ、本業務を履行するにあたり必要な有資格者の一覧表を添付すること。

（様式８）

業務実施に関する事項

下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準４ ⑵ ①、②を参考に、３ページ以内を目安に簡潔にまとめて提案すること。

（様式９）

要求水準の確保に関する事項

下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準４ ⑶ ①～⑦を参考に、１０ページ以内を目安に簡潔にまとめて提出すること。

（様式１０）

危機管理能力

下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準　４ ⑷ を参考に、３ページ以内を目安に簡潔にまとめて提出すること。

（様式１１）

その他の提案業務

下水道施設維持管理業務委託契約候補者選定基準　４　⑸　①、②を参考に、５ページ以内を目安に簡潔にまとめて提出すること。

（様式１２）

提案見積額

単位：円
金額は税抜きで記入すること。

金　　円也

（但し、上記金額には消費税及び地方消費税は含まない）

下記の費用の内訳を項目別に記載すること。

内訳

項　目	内　容	数　量	金　額
合　計			